

# フランス中世都市における財政・租税制度

—トロワの場合(2)—\*

花 田 洋 一 郎

## 目 次

はじめに

### 1. 中世トロワ都市制度略史

- (1) コミューン体制認可以前：12世紀後半～1230年
- (2) コミューン体制期：1230年～1242年
- (3) シャンパーニュ伯直接統治期：1242年～1270年
- (4) 道路管理官《voyeur》体制期：1270年以降
- (5) 都市評議会体制期：1354/1358年～16世紀以降  
(1470年～1493年間は市参事会体制)  
(以上、第36巻第2・3合併号)

### 2. トロワ都市財政の基本構造 (本号)

- (1) トロワ都市財政を構成する5つの会計部門 (本号)
- (2) トロワ都市財政の収支構成

### 3. トロワにおける租税システム

おわりに

参考文献目録 (第36巻第2・3合併号)

追加参考文献目録 (本号)

## 2. トロワ都市財政の基本構造

本章ではトロワ都市財政の収入・支出に見られる費目構成を分析し、その結果からトロワ都市財政の基本構造を明らかにする。

筆者は、かつて拙稿 [100] において、プロヴァン、ランス、シャロン＝シ

ユル＝マルヌ都市財政と共に、トロワ財政構造についても概観を試みたことがある。そこでは紙幅の関係上、収支構成を素描するだけで、トロワ財政構造を詳細に検討することができなかった。本稿では、拙稿 [100] に組み込むことができなかった情報を整理・検討し、さらに2000年7月～9月にかけて行ったトロワ市立図書館・文書館における史料収集・分析の結果をあらたに加えて、トロワ都市財政の基本構造を明らかにしたい。本論に入る前に断っておくが、ここで検討する時代枠は中世後期、とりわけ14世紀中葉以降に限定する。それは14世紀中葉以前（すなわち都市評議会体制以前）のトロワには、市当局の財政活動を伝えてくれる史料が極めて少なく、断片的であるため、都市財政の基本構造を描くことができないからである<sup>(1)</sup>。

トロワの都市財政活動は単一の会計構造をもつものではなく、後述するような5会計部門に区分できる。そして会計史料もこの5部門それぞれに伝来している（このことから分かるように、トロワ都市財政活動を包括する会計簿は存在しない）。従ってトロワ都市財政を全体として考察するには、まずそれら全ての史料の伝来状況と性格を、次にそれぞれの会計制度の特徴と会計記録に現れる財政活動の内容を把握しなくてはならない。本稿では、こうした史料分析のための手続きを、国立古文書学校修了論文として1941年に提出されたフランソワーズ・ビボレの学位論文 [14] に基づいて行う。それは、これがトロワ都市財政を網羅的に分析した最初の第1級の研究であり、本稿で筆者が必要とする情報を得ることができるからである。なおここで市当局とは、厳密には都市行政機関である都市評議会のことを指す。

### (1) トロワ都市財政を構成する5つの会計部門

トロワ都市財政の5会計部門とは、公金《deniers communs》会計部門、道路管理《voirie》会計部門、塩取引《marchandise du sel》会計部門、レ・ドゥー＝ゾ癩病院《maladrerie des Deux-Eaux/leprosi de Duabus Aquis》会計部門、そして特別収入会計としての直接税タイユ《tailles》会計部門である。

なおここでは主として収入項目の内容分析を行い、支出部については簡単な言及に留めておきたい。なぜならば各会計部門からの支出は互いにかなり重な

り合っていて、あえて支出も一つ一つ取り上げてゆくと叙述が複雑になり、全体像が曖昧になってしまうからである。支出については、本稿第2章(2)トロワ都市財政の収支構成、において改めて論じたい。

#### 公金会計部門

まず公金会計部門。これはトロワ財政活動の主要部分をなす会計である。この部門は1358年に創設され<sup>(2)</sup>、収入・支出共に多様な費目構成をもつ。収入部では、都市所有財産収入<sup>(3)</sup>、各種租税収入（ぶどう酒税、粉挽税、白パン税、塩税）、支出部では行政諸経費（都市役人への給与、旅費など）と防備施設の強化・維持費が中心であった。

会計簿によると、都市所有財産収入では、市当局が14世紀中葉以前から所有していた財産とその後獲得した財産とが区別されていた。前者には、都市が所有し、都市住民個人に定率貢租付きで貸し出された広場・公道・空き地（これらには不動産移転税も付加されていた）などの賃貸料、そして市当局が所有する家屋の賃貸料が含まれていた。また市当局は、セーヌ川沿いに共同放牧地も所有していた。

後者には、堀の漁業権請負（市当局は、この請負権を1356年に仏王ジャン2世から獲得した<sup>(4)</sup>。その後、この権利は1430年10月にシャルル7世により更新された）、堀の草刈り業務請負、堀周辺の土地の請負、市門の張り出し窓<sup>(5)</sup>や市門の中にある部屋の賃貸、塔の上層部にある部屋と下層部にある部屋の賃貸、鐘楼門に付属する小屋と丸天井の賃貸<sup>(6)</sup>、複数の倉庫（そのうちの1棟は囲壁工事用の木材・石材置き場として利用）と複数の取引所の賃貸、小麦挽用・製紙用水車の請負が挙げられる。また菜園、ぶどう畑、広場なども新たに購入し、それらもまた住民に貸し出している<sup>(7)</sup>。なお1494年に獲得した市庁舎以外に、都市は家屋をほとんど所有してはいなかった<sup>(8)</sup>。

これらの中で最も収益が大きかったものは、小麦挽用・製紙用水車の請負であった<sup>(9)</sup>。ただしこの請負料は、小麦挽用水車で取られる粉挽料収入に組み込まれていた<sup>(10)</sup>。さらに、都市所有財産の中でも最も大きな部分に都市直営癩病院の財産があるが、それは後述するように別会計となっている。

次に各種租税収入の内訳と特徴を見てゆこう。

まず筆頭に来るのはぶどう酒税である<sup>(11)</sup>。前述したように、14世紀中葉以前のトロワ財政に関する史料はほとんど伝来していないので、ぶどう酒税に関してもその実態は不明である<sup>(12)</sup>。

トロワのぶどう酒税には、市門通過時に徴収される搬入税《droits d'entrée》と販売時に課される売上税との2種類が存在した。これらの税の徴収権は、塩税と粉挽税の徴収権と共に1358年2月8日トロワ住民総会の決定を経て、同年2月17日に摂政シャルル（後のシャルル5世）から都市に授与された<sup>(13)</sup>。

まずぶどう酒搬入税について。6リュウ（1リュウは約4キロ）以遠から運ばれたぶどう酒は1樽あたり4ソリドゥス、6リュウ以内のぶどう酒は1樽あたり2ソリドゥスであった。搬入税の課税対象には他に、ライ麦と小麦（1スチエあたり12デナリウス）、大麦と燕麦（1スチエ4デナリウス）、雄牛・雌牛（1頭あたり2ソリドゥス）、子羊・山羊（1頭2ソリドゥス以下）、豆と干し胡桃（1スチエ数デナリウス）などがあった。搬入税は、都市の4市門（クロンセル門、サン＝ジャック門、コンポルテ門、鐘楼門）それぞれにおいて、徴税委員によって徴収された。彼らは、市門で徴収した税金を箱に入れて保管した。そしてその箱は、毎週会計係によって開けられた。そのためこの税収は、「4箱からの収入」《recette des quatre boîtes》とも呼ばれていた<sup>(14)</sup>。この搬入税は一時的であったらしく、1358年9月21日～10月6日、1359年3月17日～11月17日の間に徴収されたようである<sup>(15)</sup>。従って、1359年以降の会計簿に言及は見られない。その後、1429年～1430年について国王から再び徴収権を授与されている<sup>(16)</sup>。

上述の搬入税とは別種のぶどう酒搬入税が、兵士への俸給支払いの為に徴収される援助金の一環として1359年に言及され、以後1364年、1365年、1367年に市門通過時に徴収された<sup>(17)</sup>。ボヌ産ぶどう酒1大樽につき6エキュ<sup>(18)</sup>、オセロワ産ぶどう酒3エキュ、トロワから5～10リュウ以遠で作られたぶどう酒2エキュ、トロワのバンリュ産ぶどう酒は1エキュが課税された。トロワから5リュウ以内で作られたぶどう酒やその他のぶどう酒は、低い通行税を支払うだけであった（例えば、1367年にはぶどう酒1樽5ソリドゥス）。

続いて、1360年12月25日のコンピエーニュ王令に基づき、イングランド軍の捕虜となった仏王ジャン2世の身代金支払いのために、上述のぶどう酒を含む飲料に対する搬入税に、それらの価格の13分の1を徴収する国王課税が上乘せされた<sup>(19)</sup>。この搬入税は1369年に会計簿上から消滅し、1431年には徴収権が放棄されている<sup>(20)</sup>。

次にぶどう酒売上税について。この税はぶどう酒転売時に課されたが、これにも上述の13分の1国王課税が付加された。売上税は1358年、1359年、1360年～1363年、1367年に徴収された<sup>(21)</sup>が、搬入税と同じく1369年に廃止された。その理由は、1369年8月8日のルアン王令により、6000名の兵士からなる軍隊を維持するために、1年間に限ってシャルル5世が新税（エド）を設定したためである。すなわち粉挽税と共に、卸売ぶどう酒価格の6分の1、居酒屋で小売されたぶどう酒価格の4分の1、ビールとその他の飲料の価格の4分の1。そしてぶどう酒生産者が自家消費するぶどう酒の12分の1であり、それらの税額評価は司教区のエリュ（徴税担当国王役人）により平均価格を基にして行われた<sup>(22)</sup>。翌1370年からは、前述の6分の1卸売ぶどう酒税と4分の1小売ぶどう酒税は廃止され、卸売ぶどう酒とその他の飲料の価格の13分の1税と小売ぶどう酒価格の4分の1が、1リブラ当たり12デナリウスの消費税、塩税、財産税と共に徴収されることになった<sup>(23)</sup>。

しかしトロワでは、後述するように徴税業務の繁雑さから、市当局は1367年以降ぶどう酒税を徴収しなかったようである<sup>(24)</sup>。その代わりに15世紀を通じて間接税収入の大部分は、収益性の高かった粉挽税、白パン税、塩税が占めていた（この点については後に詳しく論じる）<sup>(25)</sup>。

はっきりした理由は分からないが、トロワにおいて国王課税であるぶどう酒エドに関しては徴税請負制をとらず、都市評議会が徴税係を市民の中から選んで徴収業務にあたらせたようである。しかし徴税業務を地区毎に分散させているといえ、各個人宅を訪ねて置かれているぶどう酒の価格を査定し、家族の人数・年齢・飲酒習慣などを調べて平均消費量を割り出し、税額決定・徴収を行い、また居酒屋では消費されたあるいは消費されていないぶどう酒樽の量を調査・確認してリストを作成し、徴税する作業の手間は並大抵のものではなかつ

た<sup>(26)</sup>。

その後トロワは、1430年以降、断続的にぶどう酒税を国王エド授与分として、国王から獲得することになる（1430年、1431年、1462年、1492年<sup>(27)</sup>）。しかし、14世紀後半の一時期を除いて、15世紀を通じてトロワ市当局は都市財政収入源として、ぶどう酒税を頼りにすることはできなかった。

次に粉挽税《Moulage》<sup>(28)</sup>。これは、都市の水車に持ち込まれた穀物に対して徴収された税であり、その税収は公金会計総収入の半分以上を占めていた。この種の税について既に1298年に、国王は、トロワ周辺に位置していた水車に対して持っていたこの税を都市に譲渡していた。都市は、その収益を防備施設費に充当していた。しかし、事情は分からないがこの税収はすぐに国王に帰することとなった。その後1358年に、再び都市は粉挽税を徴収し始め、その徴収権は最初は毎年、そしてしばらくして2年毎に王権によって更新されていた。この税に関して、都市に徴収権を授与することを明示した国王文書は伝来していないが、前述のぶどう酒税と同じく1358年に徴収許可を獲得したものと考えられている。粉挽税の税率は年度によって異なっていた。例えば、1358年～1359年は小麦1スチエ2グロ、ライ麦1スチエ1/2グロ<sup>(29)</sup>、1369年には小麦1スチエ2ソリドゥス<sup>(30)</sup>、1376年には小麦1スチエ32デナリウス、小麦とライ麦の混合麦1スチエ2ソリドゥス、ライ麦、大麦その他の穀物は1スチエ12デナリウス<sup>(31)</sup>、であった。この税の徴収はしばしば粉挽人が請け負っていた<sup>(32)</sup>。粉挽税は、15世紀を通じて常時徴収されていたわけではなく、1445年～1450年頃には徴収されなくなった。この徴税停止の背景には、戦争の激化によりトロワ市壁外の水車が放棄されたこと<sup>(33)</sup>と、バンリュに水車を複数所有しながら粉挽税の免除をめぐるトロワと対立していたノートル＝ダム・ド・フォワシ Notre-Dame de Foissy 修道分院との紛争があったと考えられている<sup>(34)</sup>。

続いて白パン税（白パンに対するマイユ [=1/2デナリウス]）《Maille sur le pain blanc》。これは、前述した粉挽税の徴収停止を受けて、その代替措置として設けられた税制である。1457年、国王はトロワ住民に都市とバンリュにて売却された食用白パン1個につき1/2デナリウスの徴収を許可する文書を発給した。国王は、その後も都市に対して白パン税徴収権の更新を認め、1479年には

6年間、その後は10年単位で更新を認めた。この税は、主に富裕層が食する上質パンである白パンのみに課税され、パン販売時にパン1個当たり1マイユが価格に上乗せされて徴税された。徴税は請負制で、パン屋は免税予納金を支払った。白パン税の税収はかなり高く、1475年～1476年頃まで都市収入の半分以上を占め、その後も増加した<sup>(35)</sup>。

最後に塩税《gabelle》<sup>(36)</sup>。この税は、1359年に摂政シャルルがトロワに、都市及び半径約4リュウ内の周辺農村を含めて、そこで徴収された塩税の1/4を授与したことによって、トロワ都市財政収入に組み込まれた。税収は、国王のための塩税収入役から都市収入役へ支払われた。1359年9月3日～12月31日の塩税収入役エチエンヌ・ル・ロワイエ Etienne le Royer が市当局に提出した会計簿によると、塩税の税率は粗塩1スチエにつき5エキュ（=17リブラ10ソリドゥス）、精製塩3エキュ（10リブラ1ソリドゥス）であった<sup>(37)</sup>。この塩税は1378年には徴収停止となった。その後1387年に、新たに国王はトロワに対して3年間につきトロワの塩倉に売却された塩1ミュイにつき4リブラの塩税徴収権を授与した。都市への徴収権授与は、1390年～1391年には更新されなかったが、1391年～1392年以降更新され続けた。トロワ塩倉役人は、毎年都市の公金収入役に、国王に支払うべき塩税の税額（この部分は国王財政の収入となる）に上乗せして徴収した「付加分」《crûe》を支払った。

#### 道路管理会計部門

これは都市の道路管理に関わる収入と支出についての会計である<sup>(38)</sup>。主な収入源は舗道税《chaussée/les menus deniers de la chaussée》である。これは市門を通過する馬や荷車に対して、市門で徴収された。例えば、荷物を積んだ荷車については、馬1頭につき1デナリウスであった。実際の徴収業務は請負制で、毎年6月11日に請負人の決定が行われた。請負額が少ない場合、あるいは請負権の買い手が決まらない場合は、都市役人が徴収を行った。シャンパーニュ伯によりこの税が設定された1270年以来、この部門の管理は独立会計で行われていたが<sup>(39)</sup>、1416年から公金会計に組み込まれた。

本稿第1章第4項で言及しているように、道路管理官が徴収する舗装税は舗

装費用を賄うには不十分であった。そこで道路管理官は都市評議会評議委員の意見を取り入れて、本来道路舗装に充当されていなかった都市のその他の収入の一部をそれに充当することにした。それが「渡し税」《Pontenage》と呼ばれるものであった<sup>(40)</sup>。トロワとサン＝パル St-Parres（現在の St-Parres-aux-Tertres）の間の道には大きな水路が横切っており、そこを通る人のために渡し税の徴収請負人が小舟で渡しを行った。彼は、そのために年間賦課税を道路管理官に支払った（1416年～1417年には25ソリドゥスであった）。この徴税請負額は1424年まで舗装税に組み込まれていたが、その後1431年～1432年に最終的に廃止された。

#### 塩取引会計部門

トロワ市当局は、自らの取り分として塩税付加金を徴収できる課税権者であると共に、塩を供給・転売する塩商人の役割を果たすこともあった。そして塩の売却益は都市財政に大きな収益をもたらした<sup>(41)</sup>。市当局が塩商人として塩を購入し、それを転売して収益を得る方法を財政政策として導入したのは、次のような背景のためである。つまり、1430年に敵軍に取り囲まれてパリとの連絡が困難となり、塩不足に陥ったトロワ市当局は、名望家を通じて塩商人から塩を購入し、それを転売したのである<sup>(42)</sup>。このとき都市は借り入れをして塩を購入し、それを塩倉に転売することで年間1500リブラの収入を得たとされる。しかし、この時の会計簿は断片的で詳細は分からない。

翌1431年11月にも都市内で塩不足が発生し、市当局は塩税を支払うことなくどこでも塩を購入できる許可を国王に求め、実際にその権利を獲得したと思われる<sup>(43)</sup>。そこで市当局は塩を独占し、自費でノジャン＝シュル＝セヌ Nogent-sur-Seine（トロワの北東約46キロ）からトロワへ塩を運んだ。市当局は都市内の各地区へ塩を分配し、その塩を各地区に購入させ、ある比率を掛けて転売させた。その際、収益は市当局のものとなった。この場合、塩を購入するのは都市の商人で、塩を転売するのは小売商人であったが、彼らは都市の名においてその役目を果たした。市当局は1パントにつき20デナリウスを商人に返済し、国王の取り分を支払った後、残りの収益について公金収入役は会計簿を作成し

た。さらに都市収入役はトロワ塩倉にあるすべての塩を塩倉の価格で手に入れ、それを小売商人に転売し、その収益は防備施設の修理に充てられた（同年11月9日）。その後塩を1ミノ45ソリドゥスで販売することを決めた市当局は（11月22日）、都市の住民と商人のために塩税を支払わずに塩を購入し販売する許可を国王に求めた（11月29日）。この時期、すなわち1431年10月1日から1432年10月1日までの公金会計簿が伝来していないので、塩売却収入がどれほどであったのかは不明である。しかし1445年と1447年については、それぞれ1250フラン（どのフランス国王の時代に造幣されたものかは不明であるが、トゥール貨で1リブラに相当<sup>(44)</sup>）と1520リブラであった。

1451年5月に市当局は国王シャルル7世から6年間について塩売買の許可を得て、トロワ塩倉へ独占的に塩を供給することができるようになり、その収益は都市囲壁の建築費用に充てられた。この権利はその後レイ11世、シャルル8世によって確認されている<sup>(45)</sup>。

1457年～1458年には、塩売買管理委員《*commis au gouvernement de la marchandise du sel*》<sup>(46)</sup>Jacquinot Benoitが公金収入役に200リブラを塩取引収入として支払っている。伝来する最初の塩取引会計簿は、1459年3月31日～1462年3月28日に関するものである<sup>(47)</sup>。

塩売買からの収入は変動が激しく、市当局の塩購入額<sup>(48)</sup>と転売額<sup>(49)</sup>との差額、すなわち都市の純益は1ミュイにつき12リブラから33リブラの間であった。純収入は平均すると年2116リブラから5977リブラで、最高6000リブラに達することもあったが、その後は減少し、1500年～1501年には5000リブラ7ソリドゥス6デナリウスであった<sup>(50)</sup>。従って、塩売買収入は都市財政の中で最も大きい収入源であった。この収入は、塩売買管理委員によって不測の支出に充てられた（例えば、1461年～1463年にはサン＝ジャック門の改修のために、1310リブラが支出された。1462年には、鐘楼備え付けの新しい鐘を铸造するために約3500リブラが支出された。その後は旅費、訴訟経費、使者派遣費などにも充てられた<sup>(51)</sup>）。さらに塩売買収入は、都市が支払うべき定期金の支払いにも充てられた。また塩売買収入の一部は、公金収入役にその支払い援助のために毎年支払われた（例えば、1457年～1467年には100～300リブラ、1464年～1465年には409

リブラが公金収入役に支払われた)。この収入が国王への貸し付けに利用されることもあった(例えば、1481年に300リブラ)。

#### レ・ドゥー＝ゾ癲病院会計部門

レ・ドゥー＝ゾ癲病院はトロワの南3キロにあるサン＝タンドレ・ド・ブレヴィアンド Saint-André de Bréviandes 教区の境界、トリフワール川 la Triffoire とユランド川 la Hurande の2本の小川がセヌ川に注ぐところに位置していた。1123年に「複数の不具者、1人の司祭と1人の隠修修道士」《infirmis et sacerdoti, recluseque》がそこに身を落ち着け、シャンパーニュ伯ユーグが100ソリドゥスの定期金を彼らに与えたことが、この癲病院の始まりとされる。1147年には癲病院への土地の寄進が始まり、その後シャンパーニュ伯から年市収入の大幅な寄進を受け、1197年には教皇ケレスティヌス3世により最初の確認を得ている<sup>(52)</sup>。

癲病院の不動産収入は多く、さまざまな寄進によって豊かになっていた。癲病院はぶどう畑、採草地、耕地を持ち、それらを日雇い農業労働者に耕させたり、あるいは貸し出して貢租を取ったり、単に賃貸料を取ったりして、不動産の経営を行っていた。さらにトロワやそのフォブール内にたくさんの家屋を持っていた。トロワとその郊外に移転税付きの貢租地を、そして複数の家屋に対する罰金徴収権を持ち、トロワの夏(サン＝ジャン)年市及び冬(サン＝レミ)年市に対して伯から授与された13リブラ(これはシャンパーニュ伯所領収入役から癲病院に支払われた<sup>(53)</sup>)と、1リブラにつき3ソリドゥス4デナリウスの税を持っていた。その他の権利を列挙すれば、サン＝テチエンヌ浴場に対する定期金、採草地、倉庫などがあり、これらに加えて病人からの遺贈財産、癲病院が生産したぶどう酒・穀物などの転売収入(1406年と1445年には約300リブラの収入をもたらした)、家屋賃貸料があった。これらの収入は、全て癲病院固有の支出、癲者<sup>(54)</sup>・癲病院礼拝堂付き司祭・礼拝堂・さまざまな建物の維持費に充てられた。15世紀中葉以降になると、都市評議員は癲病院収入の一部を横取りして、他の収入項目の赤字補填に利用するようになったとされる<sup>(55)</sup>。

#### タイユ会計部門

直接税であるタイユは、基本的には臨時的なもので特別会計に属するものである。トロワでは、14世紀中葉にはほとんど毎年徴収されていたが(例えば、1358年、1368年、1374年、1376年、1386年)、その後臨時にしか徴収されなくなった<sup>(56)</sup>。その目的は主として、包囲戦などの戦費、武器購入であった<sup>(57)</sup>。

都市はその収益を国王と分け合っていた。都市においてタイユ収入の主要部分は、防備施設と兵士のために、時にはその他の支出補填のために使われた。そしてタイユは必ず住民総会でその是非が討議され、可決された場合都市及びバンリュで徴収された。しかし現実には、住民の決定により徴収される都市課税ではなく、国王あるいはその代理が都市に要求するものであった<sup>(58)</sup>。

中世後期の都市において、タイユは本来配賦税《impôt de répartition》(あらかじめ徴収総額が決定していて、それから各共同体構成員に担税額を配分する方式)であるが、時には定率税《impôt de quotité》(担税者毎に担税額があらかじめ決められて徴収される方式で、したがって徴収総額は変動する)となることもあった<sup>(59)</sup>。その場合は都市課税となり、公金財源を補充する役目を果たした。この場合は、都市評議会と名望家が週毎に徴税を討議し、決定していた<sup>(60)</sup>。

トロワでは、これらすべてのタイユに、国王のために徴収された財産税《fouage》、都市が国王に提供したさまざまな金銭的贈与あるいはエド税が加わって、それらを公金収入役が1429年まで一括管理していた。14世紀の時点では、公金収入役はこれらの税収を自らの収入とし、それからその一部を国王役人であるエド収入役に支払っていたとされる。公金収入とタイユとは会計が分離していたにもかかわらず、公金収入役はタイユ会計における余剰を自らの収入としたり、そこから支出超過分の補填を行っており、公金会計からのタイユ会計の分離は徹底されていなかったようである<sup>(61)</sup>。

#### その他の特別収入

ここでは、トロワ都市財政において臨時的に現れたさまざまな収入項目を検討する。これらは上述の各会計部門における主要収入項目には該当しないので、それらの会計簿には記載されない。これらは基本的に独立した記録あるいは帳

簿として伝来する性格のものである。しかしトロワに関して、それらのすべてが伝来している訳では決してない。もちろん記録が伝来していない場合でも、都市評議会など行政機関の記録の中に言及されることはある。以下ではビボレ自身が整理した臨時収入項目について説明を行う。

#### ①国王租税の一時的取り分<sup>(62)</sup>

都市は収入の補助を目的に、国王課税収入の一部を一時的に国王から譲渡された。ここで問題となる国王課税は、(i) ガベル（ここでは塩税ではなく間接税全般のこと）、(ii) 外来者税、(iii) 財産税である。

##### (i) ガベル

1358年、摂政シャルルは都市にガベル徴収を許可すると同時に、都市に販売額1リブラにつき12デナリウス（税率5%）の課税分を授与した（都市公金収入役が受け取ったと思われる）。翌1359年には、販売額1リブラにつき8デナリウス（税率3.3%）の課税分を授与した。都市には国王収入役を通じて支払われた。さらに1359年9月8日から11月8日までの2カ月間に限り、摂政シャルルは毛皮売上税収益の一部を都市に譲渡した（徴税請負人は20リブラを都市公金収入役に支払った<sup>(63)</sup>）。1378年には、国王は国王課税（1リブラにつき12デナリウス）の6分の1（すなわち1リブラにつき2デナリウス）を都市にエド収入役を通じて譲渡し、この時都市は250エキュ、すなわち875リブラを受け取った（この譲渡は、1370年2月1日から9年半という期限付きであった<sup>(64)</sup>）。

##### (ii) 外来者税

トロワに家屋あるいは定期金の権利をもちながら、そこに住んでいない外来者に対して、その収入1リブラにつき、4ソリドゥス（1378年、1382年10月～1383年10月）、2ソリドゥス6デナリウス（1383年～1384年）の課税権が都市に授与された<sup>(65)</sup>。1378年の税収は、88リブラ12ソリドゥスであった。

#### (iii) 財産税

国王は都市収入を増やすために、トロワで徴収された国王課税である財産税に関して都市に贈与を行った。しばしば財産税の4分の1が譲渡された（1369年）<sup>(66)</sup>。

#### ②貨幣造幣権収入

1417年から1420年にかけて、ブルゴーニュ公ジャン・サン・プール Jean sans Peur（1419年9月10日にモンローにて暗殺された後は、フィリップ・ル・ボン Philippe le Bon が公位を継承）が仏王シャルル6世妃イザボー・ド・バヴィエール Isabeau de Bavière と共にトロワでフランス王権（王太子シャルル〔後のシャルル7世〕）に対する対立政権を樹立し、そこを政府の拠点とした間<sup>(67)</sup>、トロワでは防備強化、近隣城砦の再征服、ブルゴーニュ公が要求した数々のタイルや借入のために財政が逼迫していた<sup>(68)</sup>。そのため仏王シャルル6世は都市に造幣権を譲渡した。

仏王はトロワ住民に、純銀2000マール<sup>(69)</sup>で造幣を自費で行うこと、そしてその収益は防備施設工事費に充当することを許可した。さらに600マールは仏王のものになることが決められた（1419年6月29日及び7月25日）。前年度及び前前年度（1417年1月と1418年3月25日）には、この造幣収入はブルゴーニュ公の収入となっていた。トロワは、1419年4月から1420年4月までの1年間にトロワ造幣局長《*maître de la monnaie de Troyes*》から3000リブラを受け取った<sup>(70)</sup>。

#### ③その他雑収入

上記の収入項目に加えて都市は種類の細かな収入を持っていた。市民からの遺贈<sup>(71)</sup>、都市の水利施設を損壊させた者に対する罰金<sup>(72)</sup>、道路にはみ出した建物を造った住民に対する罰金<sup>(73)</sup>、賦役拒否者への罰金、都市の治安を乱した者に対する罰金などで、これらの収益は年平均で20リブラ以下にすぎなかった<sup>(74)</sup>。

## ④借入

市当局は、通常財源及び特別財源が都市のさまざまな支出を賄えない場合に、借入に頼ることが度々あった。その際、借入には短期無利子借入と定期金との2種類の方法があった。

## (i) 短期無利子借入

都市評議会による最初の借入は、1358年4月6日に強制借入という形で富裕者から取られた。そして都市は、タイユ徴収時にタイユ徴収額から、あるいは公金の一部から債権者に返済を行った。借入先は、富裕な名望家を含む評議員<sup>(75)</sup>をはじめ、サン＝マルタン修道院長、サン＝ルー修道院長、サン＝ピエール参事会員、施療院長、そして住民個人などで<sup>(76)</sup>、タイユ徴収係によって集金された。この種の借入はタイユと同じように、徴税委員会が作成した帳簿に基づいて徴収された。借入は主に軍事目的で行われた<sup>(77)</sup>。そして都市代訟人が借入先に借用証書を渡した。各人の貸付額は、1421年～1429年の場合2リブラ～30リブラ、1435年には良貨で20ソリドゥス～60ソリドゥスであった<sup>(78)</sup>。

都市財政における4名の収入役、すなわち公金収入役、道路管理収入役、塩売買管理委員、レ・ドゥー＝ゾ癩病院管理委員は、借入に関しては互いに責任を負っており、特定の会計部門が優遇されることはなかったようである。また借入は可能な限り早く公金から返済されたが、時には返済が数年遅れることもあった<sup>(79)</sup>。

## (ii) 定期金

市当局による定期金販売は、14世紀に出現する<sup>(80)</sup>。定期金の販売は住民総会において決定された。定期金販売が決まると、市当局は1名あるいは2名の代訟人を任命し、彼らが定期金購入者（債権者）と協定を結んだ。修道院と契約するときには、定期金販売はしばしば巧みに偽装された<sup>(81)</sup>。定期金は通常元本の10%であったが、変動する場合もあった（例えば、1492年には8.33%、1495年～1497年には8%であった<sup>(82)</sup>）。市当局は、しばらくの間は順調に定期金の償還を行っていたが、14世紀第4四半世紀以降徐々に負債化していったとされ

る。残念ながら、主な定期金購入者についての詳細な情報は現時点では得られないが、ビボレが挙げている限りでは、例えばトロワ司教の妹で J. de Varasseur の寡婦 Denisecte Raguier（100リブラの定期金）、国王役人 Denis le Breton（100エキュの定期金）、塩商人 Henri de Paris（100エキュの定期金）、Pontigny 修道院などが挙げられている<sup>(83)</sup>。残念ながら、トロワの都市定期金について、ビボレの研究ではこれ以上の情報は得られない。

※本稿は平成12年度～13年度科学研究費補助金奨励研究（A）による研究成果の一部である。さらに平成15～17年度科学研究費補助金基盤研究（B-2）「西欧中・近世における国家の統治構造と機能」（研究代表者：九州大学大学院人文科学研究院教授神寶秀夫）の研究成果も一部含む。

## 注

- (1) トロワのコミューン財政については、本稿第1章(2)(3)(4)を見よ。シャンパーニュ地方都市のコミューン財政については、近隣都市プロヴァンの事例が参考になろう（拙著 [99] 参照）。
- (2) 公金会計部門が1358年に創設された経緯は不明であるが、市当局による都市の防備強化政策と財政制度の整備（とりわけ国王からのエド徴収権授与）との密接な関連性が背景にあると考えてよい（この点については拙著 [99] 25-27頁参照）。
- (3) 都市所有財産収入は、本来その収入の用途があらかじめ決まっており、その収益も大きいものではなかった。例えばサン＝フルールの都市所有財産収入は、1419年～1420年までは市当局が大広場で肉屋に貸し出した物売台だけで、その収益は都市財政総収入の1%程度であった（Rigaudière [88] 896）。1340年頃にはほとんどのフランス都市において、例えば防備強化工事のような莫大な資金を必要とする支出には対応できなくなってゆく（Rigaudière, A., *Gouverner la ville au Moyen Age*, Paris, 1993, pp.423-424）。この問題に関しては、Leyte, G., *Domaine et domanialité publique dans la France médiévale (XII<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècles)*, Strasbourg, 1996, pp.219-256; Rivière, A., *Histoire des biens communaux en France depuis leur origine jusqu' à la fin du XIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1856も参照。
- (4) Boutiot [35] t.2, 121.
- (5) 1495年にこの張り出し窓は、複数の網作り工に貸し出された（Bibolet [14] 277）。
- (6) これらは1414年まで都市住民に貸し出され、そこには時計台管理人《gouverneur de l'horloge》が住んでいた。市当局はまたそこを大砲、火薬、石材、木材置き場として使った（*Ibid.*, 278）。
- (7) 1483年9月29日、トロワ住民の1人がタイユ17リブラを支払うため、市当局に Preize にある2分の1アルパンの土地とぶどう畑（彼は2年前に12リブラで購入していた）を譲渡した。市当局はこの土地とぶどう畑を、採草地として年間13リブラ4デナリウスで6年間貸し出した（*Ibid.*, 280）。



- (8) これらの物件の詳細は、*Ibid.*, 278-280を参照。
- (9) 製紙用水車（新水車 Moulins-Neufs と呼ばれていた）は、1424年に、クロンセル門のそばに建設された（*Ibid.*, 280）。
- (10) *Ibid.*, 282.
- (11) フランス中世都市財政におけるぶどう酒税の地位については、Chevalier [82] 212; Rigaudière [88] 791, 905-906; 拙稿 [100] を参照。またヨーロッパ中世都市財政を概観する部分を持つ、ニコラスの著作（D.Nicholas, *The Later Medieval City 1300-1500*, London/New York, 1997, pp.156-179, esp.p.169）も参考になる。この問題に関する最新の研究として、拙稿「中世後期フランス都市財政におけるぶどう酒税について」（『ヨーロッパ中世世界の動態像—史料と理論の対話—。森本芳樹先生古稀記念論集』九州大学出版会、2004年、517-541頁）も参照。
- (12) 1270年以降、トロワでは道路管理官《voyeur》が市政の一端を担い、市門において入市税・舗装税・車輪税など諸税を徴収し、その収益を市門・道路・橋の修復と維持などに充てられていた。この税はぶどう酒にも課せられていたと思われるが、伝来する道路管理官会計簿からは詳細は分からない。この点については、本稿第1章44頁以下を参照せよ。
- (13) Bibolet [14] 302.
- (14) 税収は、1358年～1359年間の33週間で7605リブラ9デナリウス（*Ibid.*, 304, note 4）。
- (15) *Ibid.*, 302, note 3 et 4.
- (16) 2年度だけ徴収されたようである。ぶどう酒税の税額は1樽5ソリドゥスと10ソリドゥスとがあった（*Ibid.*, 304）。
- (17) *Ibid.*, 306-307.
- (18) 大樽《tonneau》の容量は80スチエ＝4ミュイ、樽《queue》は45スチエ（*Ibid.*, 307, note 7）。
- (19) 13分の1税については、Vuitry, Ad., *Études sur le régime financier de la France avant la Révolution de 1789*, 3vols., Paris, 1878-1883, t.3, 109, 堀越宏一「14世紀後半のフランス王国における租税制度の成立」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会、2003年、191頁以降を参照。
- (20) Bibolet [14] 310-311.
- (21) 税は、①都市内を通過するだけのぶどう酒には、市門通過税と同額が課税・徴収された。②個人及び居酒屋が、商人から卸でぶどう酒を購入する時は、高級ぶどう酒の場合1樽2エキュ（売り手は1エキュを支払う）を、その他は1エキュあるいは2分の1エキュを支払った（*Ibid.*, 312-313）。
- (22) Vuitry, *op.cit.*, t.3, p.126, 堀越前掲論文、194頁。
- (23) Vuitry, *op.cit.*, t.3, pp.127-129, 堀越前掲論文、194頁。
- (24) Bibolet [14] 316.
- (25) これら諸税については、別稿を準備中である。
- (26) *Ibid.*, 311-316.
- (27) 1430年には、ぶどう酒価格の10分の1が国王から都市に授与された。1431年には、ぶどう酒1パントの6分の1減量税を2年間国王から授与された。1462年と1492年には、8年間について都市及び郊外区内で小売されたぶどう酒とその他の飲料との価格の8分の1の徴収権が授与された。他方で1484年には、国王課税であるぶどう酒の4分の1の税率が8分の1に変更された。この国王課税の8分の1と都市課税の8分の1とは、市当局によって同時に徴収され、国王には毎年ぶどう酒税収益平均の8分の1に当たる2450リブラが支払われた（*Ibid.*, 316-318）。
- (28) 粉挽税は近隣都市プロヴァンでも、《molage》の名で、小麦1スチエにつき2ソリ

- ドゥスが徴収されている。プロヴァンでは粉挽税請負に関する記録は、1368年についてのみ伝来している（Mesqui, J., *Provins. La fortification d'une ville au Moyen Age*, Paris, 1979, pp.248-253）。
- (29) Bibolet [14] 320.
- (30) *Ibid.*, 319, note 1.
- (31) *Ibid.*, 320.
- (32) 14世紀後半には、請負額は1年間30ソリドゥス～8リブラで、1402年～1403年は15～20リブラであった。しかし1380年～1381年、1404年～1405年のように請負が行われなかった時もあった（*Ibid.*, 326）。
- (33) この点については、Fr.デボルト（見崎恵子訳）『中世のパン』白水社、1992年、19頁を参照。
- (34) Bibolet [14] 330. ヨーロッパ中世の水車については、最近の研究として、堀越宏一「水車は領主のものか？—ひとつの公共性の誕生—」甚野尚志・堀越宏一編『中世ヨーロッパを生きる』東京大学出版会、2004年、59-79頁があり、特に66-75頁を参照。
- (35) Bibolet [14] 331-335.
- (36) 中世財政史の泰斗ファヴィエによれば、塩税は塩取引の規制システムであり、塩生産量が減少したときの投機に対抗するためにルイ10世期の1315年に素地が作られ、フィリップ6世期の1331年王令、1341年王令、1343年王令によって取引を税源として利用するシステムとなった。その基礎は、塩倉ネットワークにより確保されたあらゆる取引の監視に置かれた。塩倉《grenier à sel》とは専売所のこと、塩独占に関する国王行政の在地拠点である。塩倉は塩倉役人のための事務所と塩商人が塩を置く部屋とで構成されていた。そこでは国王が任命した塩倉役人が商人から塩を受け取り、その塩を王令で定められた価格で到着順に、要求に応じて販売した。そしてそこから商人に対する税のほかには国王の税も徴収した。この国王の権利（droit du roi）は、すぐに租税（impôt）へと転化した。14世紀末、小売販売価格のうち、45%は商人が取り（ただし純益は15%くらい）、国王が残りの55%を取った（Favier, J., *Dictionnaire de la France médiévale*, Paris, 1993, pp.439-471）。この塩の均一価格は、商人の権利（すなわち商人の塩購入費用を補填するために、商人のものとなる部分と商人が得る利益とを合わせたもの）、国王の塩税、そして時には塩税付加金を包含しており、都市はこの販売価格にさらに自らの取り分を課税することができた（Chevalier, B., *Aux origines de la ferme. Les villes et le monopole d'approvisionnement des greniers à sel (fin XIV<sup>e</sup>-milieu XV<sup>e</sup> siècle)*, dans Hocquet, J.-Cl., (dir.), *Le roi, le marchand et le sel*, Lille, 1987, pp.134-135）。塩税についてより詳細は、高橋清徳『国家と身分制議會—フランス国制史研究—』東洋書林、2003年、第3章を参照。
- トロワの塩倉は、最初はどのようなものであったのか不明であるが、1455年からは、エド収入役の館の貯蔵室を、年6リブラで都市が借りていた。そして1497年～1499年に、塩倉はトロワ市庁舎の中庭に設けられた（Bibolet [14] 352-353）。
- (37) *Ibid.*, 336-337.
- (38) 道路管理会計については、*Ibid.*, 285-290.
- (39) この点については、ルゲ [85] 訳書69, 78頁を参照。
- (40) Bibolet [14] 289-290.
- (41) *Ibid.*, 342-360.
- (42) 1417年～1420年、1425年にも都市が塩を購入したことがあった（*Ibid.*, 342）。
- (43) この件の背景については、*Ibid.*, 344-346.
- (44) フラン貨《franc》は、1360年12月5日のコンピエーニュ王令によって造幣が決定

- された金貨であり、トゥール貨で1リブラに相当する。以後その名をもつ貨幣はユーロの登場まで続く。この貨幣については、Favier, *op.cit.*, pp.432, 650-655; Darbot et Godin [57a] に詳しい。さらに邦語文献としては、松岡和人「Francの誕生(1360年)とOresmeの貢献に関する一試論」『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』49, 2000年, 175-180頁も参考になろう。
- (45) Bibolet [14] 347.1490年～1491年には、一部の都市役人の職権濫用(塩を商人に渡し、塩倉への塩供給を枯渇させ、売値を高騰させたとされる)により、トロワにおける塩売買が、有効期間を13年残したまま国王により禁止された。この時、同じ権利を享受している他の都市もすべてその権利を禁止された(*Ibid.*, 348)。しかしその後、この権利は禁止を解除され、残りの13年について特権享受が認められた。1500年～1501年には、国王は都市のこの特権を廃止し、諸個人のみが塩倉に塩を供給する役割を担った(*Ibid.*, 349)。
- (46) 塩売買管理委員は都市の名において塩を購入し、都市の財産と収入を保証するためにすべての権限を持っていた。そして、購入物すべてについて責任を負っていた。委員の権限はその後制限され、その代わりに市長・参審人の権限が強化された。実際、16世紀初頭には、委員は参審人の命令とバイイ代理の許可なしには塩を購入することはできなくなった。また都市に塩を供給するにも、参審人と国王役人の命令を必要とした。塩の検査は、2人の参審人立ち会いのもとで行われた(*Ibid.*, 349-350)。
- (47) *Ibid.*, 348.
- (48) 塩の購入額は、1ミュイにつき16～19リブラ(1463年～1472年); 21リブラ(1479年); 27～34リブラ(1484年～1488年)(*Ibid.*, 354, note 2, 3 et 4)。
- (49) 塩の転売額は、42リブラ(1465年); 46リブラ(1486年); 48～50リブラ(1495年, 1499年); 44リブラ(1500年～1501年)(*Ibid.*, note 6, 7, 8, 9 et 10)。
- (50) *Ibid.*, 357.
- (51) *Ibid.*, 359-360.
- (52) Boutiot [35] t.1, 179; Touati, Fr.-O., *Maladie et société au Moyen Age. La lèpre, les lépreux et les léproseries dans la province ecclésiastique de Sens jusqu'au milieu du XIV<sup>e</sup> siècle*, Paris/Bruxelles, 1998, pp.261-262.
- (53) 「13リブラの価値をもつ宿泊施設(癩病院のこと)の収入源を除いて」《*preter feudum receptorum quod valet XIII lb.*》(Longnon [2] 10)。
- (54) 癩病院に収容されている癩病人はそれほど多くなく、14世紀になると同時に3人以上はいなかったとされる(Bibolet [14] 284, note 1)。
- (55) *Ibid.*, 423.
- (56) *Ibid.*, 361-363.
- (57) 例えば、1430年～1431年には青銅製射石砲を製造し、それをMarigny包囲戦に使用するためにタイユが徴収された(*Ibid.*, 364)。1432年には、Anghure包囲戦のための兵站輸送のため(*Ibid.*, 363-364)。1433年には、軍司令官及び兵士の支出の肩代わりのため(*Ibid.*, 364, note 3)。1474年には、自由射手隊への装備供給のために(*Ibid.*, 364, note 5)。その他に、1471～1472年には、舗石修理のために(*Ibid.*, 365-366)。1486年には、トロワでの国王入市式のために(*Ibid.*, 370)、タイユが徴収された。
- (58) *Ibid.*, 364.
- (59) Favier, J., *Finance et fiscalité au bas Moyen Age*, Paris, 1971, pp.172-173; Fr. オリヴィエ=マルタン(埴浩訳)『フランス法制史概説』創文社, 1986年, 874頁。

- (60) Bibolet [14] 369.
- (61) *Ibid.*, 370.
- (62) *Ibid.*, 379-381.
- (63) *Ibid.*, 380.
- (64) *Ibid.*, 379, note 4.
- (65) *Ibid.*, 380.
- (66) 財産税以外にも、例えば1446年～1448年の2年間にエド税の4分の1が、1419年と1422年には750リブラが、国王タイユ徴収係から都市に与えられた。1388年～1389年には、1000リブラの贈与がエド税収入の中からエド収入役を通じて都市に与えられた(*Ibid.*, 381)。
- (67) この時代の政治状況については、以下の文献を見よ。Ph. コンタミース(坂巻昭二訳)『百年戦争』(文庫クセジュ864), 2003年, 99-110頁/山瀬善一『百年戦争—国家財政と軍隊—』教育社, 1981年, 176-189頁/樺山紘一・福井憲彦・柴田三千雄編『世界歴史体系 フランス史1』山川出版社, 1995年, 248-252頁。
- (68) Bibolet [14] 382.
- (69) マール《*marc*》とは重量単位で、とりわけ貴金属の計量に用いられた。9世紀中葉以来知られていたマールが、フランスにおいて史料に確認されるのは1080年代である。さまざまなタイプのマールがあり、トロワのマール(1147年史料初出)はシャンパーニュ大市の両替商によって有名となり、その後はパリでも用いられ、244.75グラムに相当した。1384年～1387年にシャルル6世の政府によりリブラの重量(16オンス)が定められてからは、マールは2分の1リブラ(8オンス)に相当した(Favier, *Dictionnaire*, p.613)。
- (70) Bibolet [14] 382.
- (71) 1438年～1439年に、ニコル・ブランシュは遺言書によって道路管理(会計)に対して、7リブラ2ソリドゥス11デナリウスを遺贈した。1481年～1482年に、ル・ブルトンは公会計に20ソリドゥスを遺贈した(*Ibid.*, 384, note 1)。
- (72) 市当局は、1426年～1427年に、井戸を埋めてしまった1人の男から10リブラを受け取った。1473年～1474年には、一度に大量の水を川に流して橋を損壊させたバルベルシ水車の製紙業者から、40ソリドゥスを市当局は受け取った(*Ibid.*, 384, note 2)。
- (73) トロワの都市景観条例によって、道路にはみ出た建物部分には囲いをつけなくてはならなかったようである(*Ibid.*, 384, note 3)。
- (74) *Ibid.*, 384, note 6.
- (75) 1433年には、90リブラまで貸付ができる評議員から借入がなされた(*Ibid.*, 388)。
- (76) *Ibid.*, 388-389. 住民個人の中には、商人、両替商もいた。また、有力者としてはフランス大元帥、高等法院院長、トロワ司教などが都市に貸付を行った(*Ibid.*, 392)。
- (77) 例えば、1421年にはイングランド王への贈与のために。1479年～1481年には、国王軍隊への食糧供給のために(*Ibid.*, 388)。
- (78) *Ibid.*, 390.
- (79) *Ibid.*, 393.
- (80) *Ibid.*, 394.中世後期フランス都市における定期金研究はほとんど進んでいない。専門研究としては、例えば、A.Sadoury, *Les rentes à Rouen au XIII<sup>e</sup> siècle, dans Annales de Normandie*, 21, 1971, pp.99-108くらいである。邦語文献として以下の仕事を挙げておく。フランスに関して唯一の仕事として、竹屋芳昭「フランスにおける定期金の史的素描—12世紀から16世紀初頭まで—」『大分大学経済論集』21-4, 1969年, 117-138頁; 22-1, 1970年, 94-123頁; 22-3, 1970年, 53-83頁。定期金制度

が活発であったドイツ諸都市に関して、稲本格「中世都市リュールベックにおけるレンテ売買について」『阪大法学』109, 1978年, 73-128頁。林毅「中世都市ケルンにおける定期金売買 *Rentenkauf*」『阪大法学』133・134, 1985年, 1-20頁。海野文雄『ドイツ中世金融史研究』日本経済評論社, 1994年。田北廣道「中世後期ケルン空間における金融的な中心地システムの形成－「定期金」制度を中心として－」『福岡大学商学論叢』40-3, 1996年, 739-775頁。斯波照雄「中世末期ハンザ都市におけるレンテ *Rente* について」『中央大学商学論叢』42-3, 2001年, 237-260頁／同「中世ハンザ都市の経済とレンテ」『立正西洋史』19, 2003年, 1-8頁。

(81) *Ibid.*, 397.

(82) *Ibid.*, 399-400.

(83) *Ibid.*, 398.

#### 【追加参考文献目録】

- [50a] Collet, B., *Projet architectural et fortification à Troyes à la fin du Moyen Age*, dans Chapelot, O., (dir.), *Du projet au chantier. Maîtres d'ouvrage et maîtres d'œuvre aux XIV<sup>e</sup>-XVI<sup>e</sup> siècles*, Paris, 2001, pp.239-252.
- [57a] Darbot, J., et Godin, J., *Du franc à l'euro. L'atelier monétaire de Troyes et sa place dans la fabrication du franc*, dans *La Vie en Champagne*, nouvelle série, t. 29, 2002, pp.8-20.
- [67a] Mérat, S., *Une ville dans la tourmente, Troyes pendant la guerre de Cent ans, d'après les archives du Cobseil de ville (1429-1433)*, dans *La Vie en Champagne*, n.ser., no 33, 2003, pp.28-32.